

日常生活用装具給付事業

土浦市ストマ用装具等給付事業の申請手続きについて

1 対象者

- ・土浦市に住所がある方。
- ・身体障害者手帳（ぼうこうまたは直腸機能障害）所持者で、人工肛門の造設か尿路変更により、ストマ用装具を必要とする方。

※世帯に市町村民税の所得割の課税額が46万円以上の方がいる場合には、給付の対象外となります。

2 申請方法

ストマ用装具等給付申請書と注文書を、次の①～④いずれかの方法で申請してください。

①障害福祉課窓口（1階4～6番窓口） ②FAX ③郵送 ④Web (R8.3.9～)

※申請受付日は、書類が市に届いた開庁日（土日祝日を除く）となります。

※申請から決定までに約2週間かかりますので、余裕をもった申請をお願いします。

3 給付限度額（1か月あたりの価格）

	～令和8年3月31日決定分	令和8年4月1日以降決定分
畜便袋	8,600円	9,200円
畜尿袋	11,300円	12,000円

4 自己負担について

- ・給付限度額までは、1割を負担していただきます。ただし、生活保護世帯・市町村民税非課税世帯はありません。
- ・給付限度額を超える金額は、全額自己負担となりますので、1割負担と合わせて、直接業者にお支払いください。

【給付限度額を超えた申請の例】

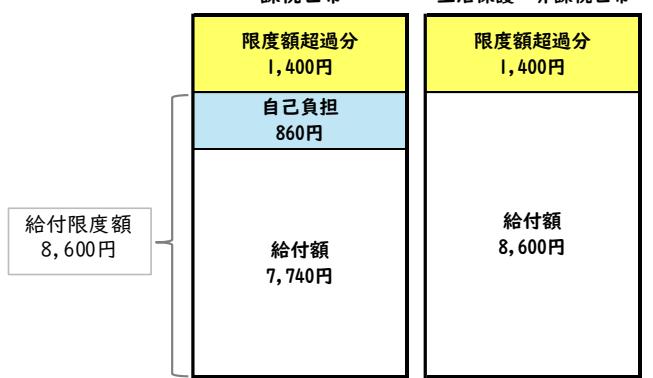
（見積額10,000円の畜便袋〔1か月分〕を申請した場合）

○課税世帯

自己負担額 2,260円 = 1,400円 + 860円

○生活保護世帯・非課税世帯

自己負担額 1,400円



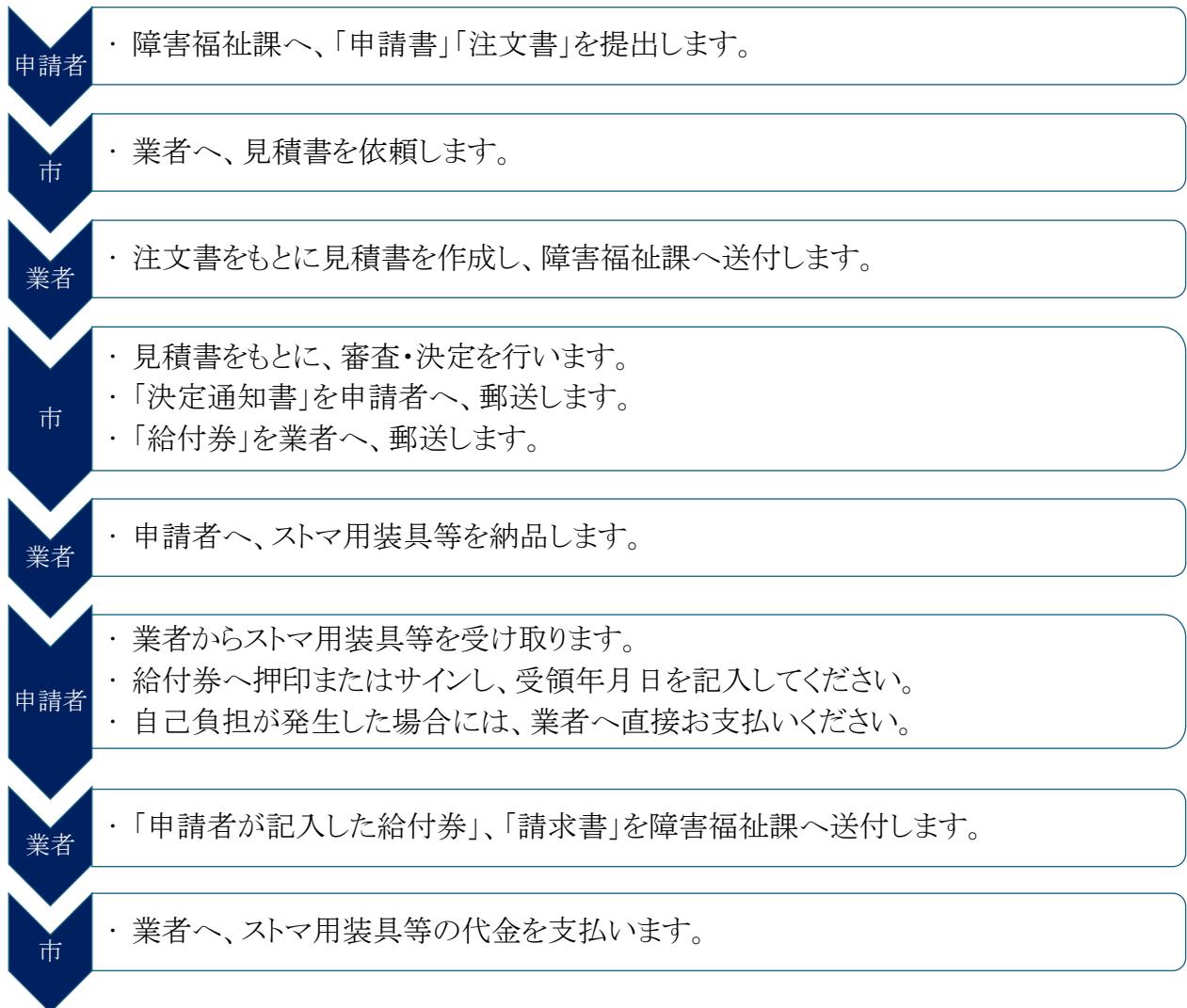
5 申請できる月数について

- ・ 1回の申請につき、最大6か月分までの申請ができます。ただし、年度をまたいでの申請はできません。
- ・ 給付を受ける際には、必ず事前に申請が必要です。申請月を遡っての申請・給付はできません。また、申請をする前に購入したストマ用装具等は給付の対象にはなりません。

6 ストマ用装具の代替品として認められるもの

洗腸装具（蓄便袋の使用者のみ）、ガーゼ、サラシ、脱脂綿（ストマ用装具からの漏れを防ぐために使用する場合に限る）、オストミー協会の13品目（別紙参照）

7 決定までの流れ



【問い合わせ先・提出先】

土浦市障害福祉課 障害審査係 〒300-8686 土浦市大和町9番1号

電話番号：029-826-1111（内線：2454、2365） FAX：029-826-7118